

<住宅・土地、公共工事>

ア 住宅・土地

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
不動産関連情報の一層の開示 (総務省)	c 固定資産税評価額について、現在自己の資産に関する部分に縦覧が限定されているが、これを他の資産の評価額と比較できるよう、固定資産課税台帳の縦覧対象範囲の拡大を図るほか、更なる情報開示を進める。 (第154回国会に関係法案提出)	法案成立後公布	措置(4月一部施行予定、1月施行予定)	
民間提案型の都市計画手続の導入 (国土交通省)	a 住民の意向を尊重し、これを適切に都市計画に反映させるよう、都市計画の提案に係る手続等を整備する。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)	
集団規定等の性能規定化の推進 (国土交通省)	a 建築基準法(昭和25年法律第201号)の集団規定をできるだけ仕様規定から性能規定に移行させる。また、移行できない規定についても、その趣旨・目的の明確化や内容の簡明化に努める。例えば、道路斜線制限については、今後、簡明さの維持という点も十分に踏まえつつ、各種技術進歩を活用し、基本的指標である天空率等の考え方ができるだけ柔軟にいかされるようにする。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)	
第二種市街地再開発事業への民間参入 (国土交通省)	民間の資金やノウハウを活用し、魅力ある都市の再生や木造住宅密集地域の改善を積極的に推進するため、用地買収型である第二種市街地再開発事業の施行主体として、地方公共団体、公団等の公的主体に加え、一定要件を備えた民間主体も認める。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後3か月以内に施行予定)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
27工業(場)等制限法の廃止 (国土交通省)	首都圏及び近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、一定床面積以上の工場や大学等の新增設を制限する工業(場)等制限法については、製造業従事者や工場立地件数の減少等の産業構造の変化、少子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢が著しく変化していることを踏まえ、これを廃止する。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	措置(法案成立後公布・廃止)	
29マンション建て替え法制の整備 (国土交通省)	区分所有者による良好な居住環境を備えたマンションへの建て替え事業を円滑化するため、法的安定性の確保に留意しつつ、行政庁の認可に基づく法人格を有する建て替えのための団体の設立、抵当権等を含む関係権利が建て替えに伴って円滑かつ確実に再建建物に移行するための仕組みの整備等を内容とする新たな建て替え制度を整備する。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)	